

Title	未完の安全確保：モザンビーク自衛隊派遣の政策決定過程
Sub Title	Unfinished Safety Ensuring : the decision-making process of self-defense forces dispatch to Mozambique
Author	庄司, 貴由(Shoji, Takayuki)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2009
Jtitle	Keio SFC journal Vol.9, No.1 (2009.) ,p.77- 88
JaLC DOI	10.14991/003.00090001-0077
Abstract	モザンビーク自衛隊派遣は、対アフリカ自衛隊派遣の新たな出発点となった。本稿では、モザンビーク派遣における国内の政策決定過程を、安全確保の側面から検証する。派遣地域の選定において、日本政府は五原則に基づき安全性を考慮したが、派遣場所の決定後、安全確保問題は影を潜めることになる。国連の要請とカンボジアにおける警察官の死亡は、その傾向を追認する契機となった。その結果、モザンビーク派遣は通常の半分の期間で準備されたにもかかわらず、現地の活動に遅滞と他国依存をもたらし、派遣要員の負担を増大させたのである。
Notes	自由論題 研究論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-0901-0700

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

未完の安全確保

モザンビーク自衛隊派遣の政策決定過程

Unfinished Safety Ensuring

The decision-making process of self-defense forces dispatch to Mozambique

庄司 貴由

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程

Takayuki Shoji

Doctoral Program, Graduate School of Media and Governance, Keio University

モザンビーク自衛隊派遣は、対アフリカ自衛隊派遣の新たな出発点となった。本稿では、モザンビーク派遣における国内の政策決定過程を、安全確保の側面から検証する。派遣地域の選定において、日本政府は五原則に基づき安全性を考慮したが、派遣場所の決定後、安全確保問題は影を潜めることになる。国連の要請とカンボジアにおける警察官の死亡は、その傾向を追認する契機となった。その結果、モザンビーク派遣は通常の半分の期間で準備されたにもかかわらず、現地の活動に遅滞と他国依存をもたらし、派遣要員の負担を増大させたのである。

SDF dispatch to Mozambique became a new launch pad towards a dispatch to Africa. This article verifies domestic policymaking process in the Mozambique dispatch to focus on the safety ensuring. Japanese government considered safety based on five principles in the choice of the dispatch place. However, the issue of safety ensuring will lie low after the decision of the dispatch place. The request of the United Nations and the death of the civilian police in Cambodia were a momentum to confirm the tendency. As a result, though the Mozambique dispatch was prepared for in half normal periods, it brought delay and dependence to other countries for local activity and increased burdens of the dispatched personnel.

Keywords: モザンビーク、『平和への課題(An Agenda for Peace)』、自衛隊派遣、安全確保、カンボジア

1 はじめに

近年日本政府は、アフリカの紛争に積極的関与を模索し、一度は宙に浮いたスーダン自衛隊派遣を個人派遣の形で実現している¹。当初、スーダン西部ダルフル地方で展開予定の国連・アフリカ連合(AU: African Union) 合同部隊をめぐり、日本政府に対し、タンザニア、ブルンジ両国が自衛隊ヘリコ

プター部隊の派遣を打診したが、内閣法制局の解釈により、参加五原則に抵触するとして部隊派遣は見送られた。

この「セカンド・ベスト」的手段は、何を意味するのだろうか。スーダン自衛隊派遣を皮切りに、参加五原則の高いハードルが再び露見したことで、日本政府がアフリカを想定した「苦肉の策」を行使し

始めたとみるべきだろう。そうした特質を持つ限り、今回のような政策の連鎖現象が繰り返される可能性は十分に有り得る。何より、アフリカ派遣で躊躇逡巡せざるを得ないのは、日本との関係の希薄さというよりも、派遣要員の安全確保に確証が持てないからに他ならない。

だが、アフリカ派遣の伏線は、米ソ冷戦終結直前にまで遡れよう。古くは1989年、「国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG: United Nations Transition Assistance Group)」に対し、都道府県職員を主体に選挙監視要員31名を派遣した²。外務省国連政策課の資料によれば、そこには「安全性については特別の危険はない (弾は飛んでこない)」³との認識があった。次いで、冷戦終焉後の1992年にも、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (以下、国際平和協力法) に基づく初の貢献として、「第二次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II: United Nations Angola Verification Mission II)」に国家公務員1名、地方公務員1名、民間人 (大学院生) 1名を派遣している⁴。従って、日本の対アフリカ派遣は、比較的安全性の高い監視要員限定で行われたのである。まさに、1993年に実現したモザンビークに対する自衛隊派遣は、初の対アフリカ部隊派遣であったといえる。

従来、モザンビークに対する日本の貢献に関しては、選挙監視要員を務めた浦部浩之⁵や船田さやか⁶が自身の経験を踏まえ、活動状況を明らかにしている。佐藤誠は現地情勢と比較しながら、日本国内の認識の希薄さを指摘している⁷。しかしながら、それらの研究業績は、あくまで現地情勢と自衛隊派遣決定後の文民要員の活動に限られており、自衛隊派遣の政策決定過程にまで分析が及んでいない。そこで本稿では、国内政策過程を対象に、新たに情報公開請求で得た未公開文書を利用しながら、どのようにモザンビークに対する自衛隊派遣を日本政府が模索したのかを、安全確保問題の側面から分析する。その際、国連の要請や、同時期に発生したカンボジアでの死亡事件と対照させ、この双方の狭間で日本政府が、如何なる対応をしたのかを併せて明らかにしていきたい。

2 選択されるモザンビーク

2.1 国連の介入と検討開始

宗主国ポルトガルの「カーネーション革命」に伴い⁸、モザンビーク内戦は14年にも亘って継続してきた。1992年10月4日、ジョアキン・アルベルト・シサノ (Joaquim Alberto Chissano) 大統領と、アフォンソ・ドラカマ (Afonso Dhlakama) 民族抵抗運動 (RENAMO: Mozambican National Resistance) 議長とのトップ会談がローマで実現し、「包括和平協定 (General Peace Agreement)」が署名された。同協定は国連に協定の履行と一般選挙の監視、技術支援を委ねるものであった⁹。

この「包括和平協定」に基づき、同年10月13日、国連安保理が決議782を採択し、イタリア国籍のアルド・アイエーロ (Aldo Ajello) が事務総長特別代表に任命され、25名で構成された軍事監視団の派遣も決定している。続く12月16日、決議797の採択に基づき「国連モザンビーク活動 (ONUMOZ: United Nations Operation in Mozambique)」が首都マプトに設置された¹⁰。ONUMOZの部門は主として、軍事部門、選挙部門、人道援助調整事務所、行政部門、文民警察部門に分かれ、最大時総勢7663名で編成されている。とりわけ、後に自衛隊が参加する軍事部門は最大規模を誇り、司令部要員、停戦監視要員、本部中隊、歩兵部隊、施設部隊、通信部隊、医療部隊、航空部隊、兵站部隊、輸送調整部隊、文民技術班に分かれていた。なお、派遣国数は40カ国にのぼった。

ONUMOZ設置決議後、日本政府はONUMOZの概要、モザンビーク現地の状況などについて、国連との意見交換、情報収集を行い、その過程において、国連から派遣に関する数度の打診があった¹¹。そして、1992年12月17日に政府は日本人の参加を検討し始めたのである¹²。ところが、国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia) で余裕がないため、小規模で自衛隊以外の派遣となる見通しであった。例えば、当初想定されていたのは、文民警察、空輸、通信、医療、選挙監視などの分野であった¹³。その意味で、PKO要員の安全確保は想定されず、「派遣あ

りき」で議論の幕が明けたといえよう。UNTAC 派遣が、犠牲者「ゼロ」で順調だった故に、派遣形態の議論だけが先走りしたのである。

より注目に値するのが、PKO の急速な変質であることは、今さら野党の指摘を俟つまでもない。その契機となるのが、他でもないブトロス・ブトロス＝ガリ (Boutros Boutros-Ghali) 国連事務総長の『平和への課題 (An Agenda for Peace)』と題する報告書であった。この報告書は、国連 PKO を (1) 予防外交 (Preventive Diplomacy)、(2) 平和創造 (Peacemaking)、(3) 平和維持 (Peace-keeping)、(4) 紛争後の平和構築 (Post-conflict Peace-building) の 4 分野に時系列的分類を施し、国連による平和機能の強化を提唱したのである¹⁴。言うまでもなく、世界的な反響を呼び起こしたが、その発表のタイミングこそ日本にとって多大な意味を有していた。何故なら、公表日の 1992 年 6 月 17 日は、国際平和協力法成立後わずか 3 日しか経っていないからである。しかも、報告の一部は、マケドニアの「予防展開」、ソマリアの「平和執行部隊」で既に先取りされていた。長期的な課題として、『平和への課題』を捉えていた日本政府にとって、まさに「寝耳に水」であった。

こうした状況下で、政府関係者の認識は慎重派が多数を占めた。例えば、自民党の宮下創平前防衛庁長官は、ガリ提案の拒絶を鮮明にし、ソマリア派遣に婉曲に異議を唱えた。米国政府筋から、ソマリアに航空自衛隊 C-130 輸送機を派遣するよう話があったとしても、このスタンスを一向に崩していない¹⁵。宮澤喜一首相も「別途の問題」と指摘するにとどめ¹⁶、それ以上詳細に答弁しようとしなかった。こうした慎重さ故に、比較的憲法と整合性が高く、停戦合意を有するモザンビークに議論が収斂して行くのである。

2.2 「役所主導」の自衛隊派遣論議

外務・防衛両省庁が、モザンビーク自衛隊派遣の検討に着手したのは、1993 年 1 月 28 日のことである。翌月のガリ事務総長来日に伴い、同国が派遣対象として浮上する見通しが大筋で付いていたからに

他ならない。例えば、西元徹也陸上幕僚長は、輸送の問題を指摘しながら、地誌、気候、風土の資料収集に関して触れていた¹⁷。これに付随し、同日の衆議院予算委員会において、中山利生防衛庁長官も次のように指摘している。

「…事務方としては、本部の方からご指示があった段階で勉強を始めるというのでは間に合いませんから、もし行くとしたらどうことができるのか。また、モザンビークというところの気候風土、宗教、人々の生活、あるいは政治問題、社会問題、そういうことも一応調べておかないと対応できない、御相談にも乗れないということでありまして、恐らく担当者は勉強をしているのではないかと思います、まだ確定的に、…勉強を進めているということはございません。」¹⁸

また、柳井俊二国際平和協力本部事務局長も、正式要請の存在を否定していた。つまり、組織的検討か否かは別として、一部の担当者は既に行動を起こしていたといつてよい。湾岸危機以降、継続されてきた国連の要請に伴う「受け身的対応」は殆ど影を潜めた。

ただし、外務・防衛両省庁間で温度差がなかったわけではない。周知の通り、「国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia)」に対する 600 名の自衛隊派遣は、国際平和協力法に基づく初の経験であった。そうした状況を防衛庁側は、「若葉マーク」と表現し、慎重さを示したのである。それ故に、UNTAC 業務終了後、国民の理解を得た上での検討開始に拘泥したといえよう¹⁹。軍事偏重の議論を批判していた河野洋平官房長官も、この点で同一の歩調をとっていた。一方、外務省側は、アジア偏重の協力を批判的であり、地域を限定しない協力に意欲を示していた²⁰。また、外務省幹部は「参加」と「賛成」を峻別し、「国連保護隊」や「平和執行部隊」への参加を否定しながらも、報告書自体には賛意を表明していた。こうした状況を踏まえ、ガリ事務総長訪日

の際、報告書の評価だけでなく、日本の憲法や参加五原則を説明する予定であった²¹。「国連保護隊」や「平和執行部隊」のいずれも、五原則に規定された(1)停戦合意、(2)受け入れ同意、(3)中立維持、を逸脱する可能性が高い。五原則には、派遣要員の安全を担保する側面も有しており、わずかな逸脱でさえリスクの増大を意味する。いずれにせよ、政府としては、参加五原則も遵守せざるを得なかったのである。

この間、柿沢弘治外務政務次官がアフリカ6ヵ国を訪問し、日本の要人として初めてモザンビークを視察している²²。2月4日、モザンビークのシサノ大統領と会談を行い、大統領から正式なPKO参加要請を受けた。同様に、国連、反政府ゲリラ側も柿沢政務次官に要請を行っている²³。柿沢は同月8日に帰国し、首相官邸の河野を訪ね、ソマリア、モザンビークからの日本のPKO参加への強い期待を説明した上で、「特にモザンビークは環境がよく、五原則を満たしている。小規模でもよいから、カンボジアと並行してモザンビークへも派遣すべきだ」²⁴と同国への少人数派遣を進言していた。つまり、モザンビーク現地の状況は、停戦合意、紛争当事者の受け入れなど参加五原則の条件が整っており、ソマリア情勢と一線を画すると判断されたわけである²⁵。かくしてモザンビーク派遣に関する議論は、法律の枠内で安全確保を並行裡に模索する形で、外務省主導で進展していくのであった。

2.3 官邸と省庁の主導権争い

訪日したガリは、2月16日夕刻、宮澤と1時間20分に亘って会談を行った。ガリ構想に関して、宮澤の方から拝見の旨を言及したが、ガリは自らの構想に予想された程時間を割かなかった。むしろ、PKO一般、当時のPKO問題が議論の中心であり、事務総長として、アンゴラ、カンボジアにおける日本の支援に謝意を示しつつ、できる限りの支援を日本政府に繰り返し求めたのである²⁶。その会談において、ソマリア、モザンビーク、ニカラグア、エルサルバドルなどが具体的な地域として列挙され、とりわけ、モザンビーク派遣の可能性をめぐり、両者

の間で率直な意見交換が行われたが、宮澤は明確に意見を告げていない²⁷。こうした首相の慎重さは、安全確保をめぐる、関係者間の亀裂に端を発するものだった。折しも、ブノンペン政権軍の攻勢でカンボジア情勢が不安定化し、日本国内で危機感が強まっていた時と合致する²⁸。ところが、外務省、防衛庁、総理府国際平和協力本部は、首相や官房長官に対し、自衛官4、50名をONUMOZの停戦監視、輸送統制などに派遣する案を非公式に報告していた²⁹。その中でも、外務省は国際世論に鋭敏であり、計画を積極的に推し進めていた。他方、官邸の方は明らかに慎重であった。例えば、政府の見解では五原則に合致するとされていたが、宮澤は状況の不透明さから派遣に異議を唱え、河野も(1)省庁主導の政策運営、(2)法律成立後の経過日数の短さ、(3)五原則重視への危惧、(4)状況の不透明さ、を理由に警戒感を隠しきれなかった。とりわけ省庁主導の運営を厳しく非難しており、PKO協力を世論に影響を及ぼしかねない高度な政治問題と見做し、政治家の判断に強く拘っていたのである³⁰。要するに、安全性の問題が優先的に考慮されたのではなく、あくまで官邸と省庁の間の主導権争いの後塵を拝する形で考慮されていたといえよう。

その後、物議を醸した省庁主導の運営は、そう長く継続しなかった。自衛隊派遣を推進していた渡辺美智雄副総理・外相が入院し、河野が臨時外相代理に就任したため、外務省の派遣推進策は退潮を余儀なくされる。さらに、梶山静六幹事長ら自民党首脳陣が慎重論を展開し始め、後藤田正晴法相も行政当局のスタンドプレーを強く非難したため、舵取り役不在の外務省から諦めの声があがった。一方、自民党内においては、訪米中の中曽根康弘元首相が不満を吐露し、モザンビークへの早急な自衛隊派遣を主張している。さらに、3月2日開催の自民党総務会では、防衛族の山崎拓前建設相が「モザンビークこそモデルケースとして派遣すべき」³¹と立言しており、不満がなお燐り続けていた。こうした国内の分裂状況の中で、現地調査団の団長に小西正樹外務省国連局審議官が就任し、外務省、防衛庁、自治省、総理府国際平和協力本部事務局、在外公館関係者

の計 8 名で構成され、4 日に成田を後にしたのである³²。

3 政府調査団帰国報告書の考慮

調査団派遣をめぐり、国会では賛否両論あった。それは主として、派遣の目的に関するものであり、五原則充足に関連し、事実上派遣を予断、予見したものではないかという疑惑が後を絶たなかったのである。そうした疑惑に対し、あくまで政府側は調査結果を見て判断をする旨を繰り返し伝えている³³。その理由として、当時の日本政府が置かれた二つの状況が挙げられよう。第一に、そもそもモザンビークに大使館を設置しておらず、ジンバブエ大使館が兼轄している状況であり、政府は現地事情の詳細な把握を目指したものとしていた³⁴。第二に、自衛隊派遣準備が翌月末の ONUMOZ 展開に間に合わず、見送るか否かの判断を余儀なくされたことである³⁵。モザンビークに関する国会での議論は、これらの点に議論が集約する形で行われ、その 1 つの重要な評価指標として、3 月 22 日に河野に提出された政府調査団報告書が注目を集めるようになったのである³⁶。

同報告書の中で着目に値するのは、治安状況と ONUMOZ の進捗状況に関してである。とりわけ、停戦合意をめぐっては、(1) 政府、RENAMO の和平協定遵守、(2) 国内の厭戦気分、(3) 戦闘能力、武器供給の停止、(4) RENAMO の活動のゲリラ活動限定化を理由に、「紛争当事者間の停戦合意及び ONUMOZ の活動に対する紛争当事者の同意は確保されており、…ONUMOZ の活動は中立及び非強制の原則を前提として行われている」³⁷と五原則の充足を示唆したのである。その一方で、同報告書においては、RENAMO が北部都市を占拠する散発的事件の発生も認めているが、そうした状況に対する評価、対応は殆ど検討されていない³⁸。治安状況の分析が、五原則の判断に絞られたことにより、それ以外の事件に対する安全対策は事実上棚上げされたわけである。本来、派遣隊員の安全確保を追求する五原則が、その範囲外の対策に関する議論を妨げ、危険性を排除しきれないという逆説的状況があったと

いえる。

他方、ONUMOZ の進捗状況は、予想されたよりも遅れていた。当初の展開人数は 3 月中に全体の 80%、4 月中に 100% が計画されていたが、国連の手続き、武装解除などが進捗せず、活動の開始に遅滞が見られた。とりわけ、軍事部門と文民警察部門の遅れが顕著であり、前者は停戦監視要員 154 名とイタリア歩兵部隊先遣隊約 200 名が到着していたものの、その他の要員は未だ到着していなかった。軍事部門の停戦監視要員、文民警察部門に至っては、モザンビーク政府の同意が得られず、当面配置が自粛されていた。こうした状況から、アイエーロ特別代表は停戦監視要員派遣を一時延期するよう要請しており、活動期間が相当程度延長される公算が強まったわけである³⁹。ただし、同じ軍事部門のうち、外務省が自衛隊派遣を検討していた輸送調整部隊について、報告書で遅れは認められていない⁴⁰。この輸送調整部隊の任務内容をめぐり、4 月 9 日から 22 日まで総理府、防衛庁、外務省職員計 22 名で構成された専門調査団がモザンビークに派遣され、輸送調整部隊の任務状況と司令部要員参加要請のみを分析した報告書が作成されている。そして、最終的に専門調査団は「…我が国派遣要員が、ONUMOZ の下で実際に活動し、任務を遂行することは、十分可能である…」と結論付けたのである⁴¹。従って、日本の各関係者に見られた「見送り」の懸念は、輸送調整部隊と司令部要員に限定する形で杞憂に終わったといえよう。

河野自身は、同報告書を 3 月 22 日に受け取ってからも、カンボジアの任務終了後の派遣を主張し続けていた。ところが、ONUMOZ の展開が遅れ、どの分野の派遣も可能という結果を認識すると、首相に判断を一任されていた河野は、宮澤、渡辺、後藤田、梶山らに意見を求めている。後藤田は省庁の政治判断の重要性を再度説き、梶山は消極的姿勢を変えていなかった。しかし、報告書を一読した宮澤は「派遣してもいいんじゃないか」と意見を変え、河野は同意せざるを得なかったわけである⁴²。その結果、同月 25 日に宮澤が ONUMOZ の輸送調整部隊に自衛隊員約 50 名を部隊派遣する方針を固めると、

翌日午前の閣議において、河野が派遣決定報告を行い、中山防衛庁長官が各幕僚長に派遣準備開始を指示している⁴³。この派遣要員約50名のうち、基幹要員5名を横浜市の中央輸送業務隊から選出し、残りの要員を全国から英語力を重視して選出することになった⁴⁴。先に述べた通り、当初、官邸は自衛隊派遣に慎重だったが、五原則充足、派遣可能な分野が確認された直後に方針転換する格好になったのである。しかしながら、五原則の充足は単に必要条件に過ぎず、そのみで危険性を排除するのは至難の業だろう。報告書でも指摘されたように、紛争当事者の細分化により、停戦合意を逸脱した局地的事件は散発していた。昨年の暮れあたりから、国連から停戦監視、輸送調整、その他文民部門への非公式の協力要請が存在していたが、そうした危険性を回避すべく、現地勢力と比較的接触の少ない輸送調整部隊参加が決定されたと考えられる。言わば輸送調整部隊参加は、五原則の不備を補填し、極力リスクを回避する性格を有していたわけである。

日本の参加方針決定に対し、現地の担当者の反応は歓迎一色であった。それはONUMOZ関係者に限定されない。なかんずく、シサノ大統領は「過去の危険を指摘する声は今後も出るだろうが、今の世界で日本もそんな過ちを犯すことはできない。日本は豊かな能力を平和のために生かすべき時がきたと思う」⁴⁵と歓迎の意を表明した。もとより、2月23日の衆議院内閣委員会において、河野が「問題は…、来てほしい、行ってほしいという、つまりそういう要請が、希望があるということ」と述べているように、官邸では現地の要請が重視されていた⁴⁶。このシサノの発言によって、官邸は派遣方針をより確固たるものにし、派遣優先で準備が進められることになる。

4 カンボジア事件の影響

4.1 悲劇と正式要請受諾

ガリや陸上自衛隊第二次隊本隊がカンボジアに到着していた矢先、コンポントム州で国連ボランティア（UNV: United Nations Volunteers）の中田厚人氏が銃殺される事件が起こった⁴⁷。自民党内で自衛

隊のモザンビーク派遣に異議を唱える声が再浮上し、森繁一自治事務次官は選挙監視要員派遣に慎重姿勢を見せたものの、被害者が国連ボランティアに属していたため、殆どの政府関係者は自衛隊派遣と区別して考えていたのである。河野も、五原則の存在を改めて示唆し、自衛隊の撤退を微塵も感じさせなかった。肝心の安全確保といえば、在モザンビーク大使館設置⁴⁸、総理府国際平和協力本部事務局の現地支援チーム派遣が決定されたが、具体的な緊急事態対応は詰められていない⁴⁹。直接被害者を出したUNTAC派遣でさえ、具体的な策が行われず、ましてやONUMOZ派遣対策は話題にすらならなかった。むしろ、カンボジアに派遣される選挙監視要員の「不安」で議論が掻き消され、国内政治場裡でONUMOZ対策は殆ど影を潜めたのである。

こうした状況下で、自衛隊のONUMOZ派遣は逆に順調さを増していった。4月21日、政府は自衛隊の輸送調整部隊約50名のONUMOZ派遣を、当初の予定の5月下旬から繰り上げる決定を下している。これは、国連が政府に早期派遣を要請したからであり、先遣隊を5月11日、本隊を15日に出発させる予定となった。日本の人的貢献史上初の死亡者発生にもかかわらず、ONUMOZ派遣は殆ど躊躇なく進められたのである。これこそ、日本政府の早期派遣優先傾向を示す例証であった。4月23日付で、遂に事務総長の正式要請が日本に届いた。この口上書の中身は、日本から（1）司令部業務分野5名、（2）人員、装備品など輸送調整業務分野48名の計53名の派遣を求めるものであった⁵⁰。もっとも、前述の通り、ONUMOZ設置決議以降、日本政府と国連との間で既に派遣に係る協議がなされていた⁵¹。そうした状況もあり、政府は26日から、陸上自衛隊主体で全て制服自衛官から派遣する準備に着手したわけである⁵²。

この正式要請を受け、27日午前8時半の安全保障会議、9時からの閣議で、カンボジアPKO実施計画の変更後、「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」⁵³と、「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令」⁵⁴が正式に閣議決定に漕ぎ着け、防衛庁長官に対し派遣要請が出された⁵⁵。この派遣

内容としては、輸送調整部隊 48 名、軍事部門司令部 5 名の計 53 名で、当初の派遣期間は 5 月 6 日から 11 月 30 日までの約 7 ヶ月間と定められた⁵⁶。カンボジア PKO では施設大隊隊員の中から「連絡調整役」の名目で 3 名を UNTAC 司令部に送り込んでいたが、モザンビーク PKO では影響力や情報収集の効率性を考慮し、別枠で 5 名の司令部要員派遣を決定したのである⁵⁷。決定に伴い、政府は国連に打診し、要員枠の確保を行った。その結果、首都マプトの本司令部に 2 名、マトラの南部地域司令部に 1 名、バイラの中中部地域司令部に 2 名が配属され、本部司令部 2 名のうち 1 名は作戦計画課配属が決定していた。翌日の衆参両議院ではカンボジアの「討報」、モザンビーク現地での支援体制、任務内容などが語られるものの、モザンビーク派遣に係る安全確保対策は殆ど触れられていない⁵⁸。国会においてさえも、カンボジアの「討報」とモザンビークでの安全確保対策は、あくまで別個に検討されていたといえよう。ましてや、政府がモザンビーク派遣を再検討する試みも皆無であった。従って、この正式要請は、モザンビーク派遣に係る安全確保の議論を退潮させ、派遣優先で政策を進める契機を与える役割を演じたのである。

4.2 脚光を浴びる安全確保

さらに注目に値するのが、司令部勤務が PKF (Peacekeeping Forces) 本体業務に該当するか否かであろう。過去の「討報」を忘却させるファクターとして、PKF 本体業務凍結解除問題も看過できない。当該業務は、停戦監視、緩衝地帯の巡回、武器の搬入・搬出の検査、放棄武器の収集・処分などを包含し、国際平和協力法の附則 2 条で凍結されている。司令部の活動は後方支援業務ではなく、憲法はもとより、国際平和協力法に抵触するのではないかと、との指摘も出ていた。宮澤は「これは部隊ではなく、…個人派遣でございます。個人派遣でございますけれども、…国際平和協力法に反するような活動に従事しないということは、実施計画上も明らかにいたしてございます」⁵⁹と見解を示している。さらに、河野も「計画課は司令官を補佐し、司令部の総合的

な企画立案にあたるが、例えば武装解除などは同じ作戦部でも作戦課が担当する」⁶⁰と独自の「峻別論」を展開し、PKF 本隊業務への直接的関与を否定した。以上の議論は、派遣要員の安全確保をめぐるのではなく、法律への抵触を回避する形でのみ行われていたのである。

こうした状況は、さらなるカンボジアの犠牲者発生で変化が見られた。5 月 4 日、バンティヤイ・ミヤンチャイ州アンピルで、オランダ歩兵部隊トラックを先頭にし、日本人文民警察官のランドクルーザー 2 輛、インド地雷処理部隊のトラック 2 輛、選挙監視要員の車 1 輛で構成する車列が、クメール・ルージュの待ち伏せ攻撃に遭った。当初、クメール・ルージュのゲリラは、オランダ歩兵部隊のトラックを標的としていたが、この車輛が警護任務を放棄して逃走したため、日本人文民警察官の 2 輛が数分間の集中的銃撃に晒された。その結果、4 人が重軽傷を負い、岡山県警出身の高田警部補が殉職した⁶¹。この事件によって、安全確保の問題が急遽注目されるようになった。例えば、5 月 12 日の衆議院外務委員会において、長勢甚遠委員の「…文民警察官その他の協力について、その役割また安全確保、…どのようにお取り組みになっておられるでしょうか」⁶²という質疑で口火が切られ、政府の取り組みが明らかになっている。川口雄国際平和協力本部事務局参事官の言辞によれば、(1) 自治大臣兼国家公安委員長のカンボジア派遣、(2) 全 UNTAC 要員の警護強化、(3) 配置先の再検討、を UNTAC 側に申し入れをしていた。これを受け、UNTAC の明石康特別代表から、(1) UNTAC 要員の安全確保、(2) 配置先の再検討、(3) 巡回による文民警察官会議の実施、などの具体的対応が示された。また、日本政府自体の取り組みとして、ヘルメット、防弾チョッキの支給を行い、常時、武器を携行させる方針が決定した⁶³。しかしながら、日本政府の対応は UNTAC 依存と言わざるを得ず、独自の対応は物資の支給、申し入れに限定されている。ましてや、モザンビークに関しては、カンボジアの事件の影響を殆ど受けず⁶⁴、派遣準備のみが着々と進んだ。その意味で、モザンビーク派遣において、政府は安全確

保に配慮を示すことはなかったのである。この「正式要請」と「カンボジア」重視のスタンスこそが、「派遣優先路線」で物事を進め、モザンビーク派遣における未完の安全確保を追認した要因だったと理解できよう。

5 非自立的活動状況

これまで、政策決定過程を中心に記述してきたが、それらをより適切に分析するためにも、実施状況の検証が不可欠である。それ故、結論に入る前に、ここで政策の実施状況も分析しておきたい。

初のアフリカ部隊派遣、初の司令部派遣など、自衛隊のモザンビーク派遣準備は初物尽くしの様相を呈し、変更や課題が頻出する格好で幕を開けている。27日決定の実施計画では、派遣期間を約7ヵ月間と規定していたが、司令部派遣要員5名に対し、防衛庁は実施計画の期間を上回る1年間の派遣を個別に言い渡していた。その背景として、ONUMOZの活動の大幅な遅れ、総選挙のずれ込み、などが列挙されている⁶⁵。その意味で、防衛庁の判断は、実施計画の不備を露見する性格を既に内包していたといつてよい。

さらに、防衛庁では、「自己完結性」の問題が制服組を中心に渦巻いていた。日本本土から1万2000キロ離れ、自前で生活維持が不可能なモザンビーク派遣に対し、殆どの幹部が自衛官の派遣に躊躇した。実際、イタリア、インドの部隊から食事支援を受ける公算となっていたが、その支援部隊も自衛隊到着以前に現地入りするか目処が付かないため、非常食約10日分を持参している。だが、他国依存の後方支援は、危機時における脱出手段の不在を意味する。多くの隊員から、輸送艦や護衛艦を港に停泊させておくよう要求が出たのも⁶⁶、その意味で当然の帰結といえよう。しかも、部隊の警備も他国に委ねており、その他国が襲撃され、自衛隊が孤立する最悪のケースを政府は想定していない。他国依存型任務は、任務、生活面に限らず、安全確保の「自己完結性」の欠如をも意味する。ところが、日本政府の施策は、自衛隊の輸送調整業務が各国派遣部隊の受け入れ業務を含むため、ロシア機の手配

などの早急な現地入りを実現するものに限定された⁶⁷。このように、制服組の方が「自己完結性」と安全確保を可能な限り整えつつ、同時に派遣準備を進めるという慎重な構想を有していたが、何よりも、性急な派遣優先政策によって実現されなかったわけである。

首都マプトに日本大使館が設置され、5月10日に職員の業務が始まると、いよいよ自衛隊の派遣準備は大詰めを迎えている。ところが、モザンビーク全土49ヵ所の解除場所が決まらず、約11万人の兵士はほぼ野放しの状態であり、国連の武装解除は殆ど進展していない。こうした状況下で、同月17日までに輸送調整中隊の全員がモザンビーク入りしたのである⁶⁸。安全確保よりも、自衛隊の早期派遣を優先したにもかかわらず、自衛隊の到着以前に輸送調整中隊の任務は殆ど終了していた。本来であれば、どの部隊よりも先に現地入りし、物資や他国部隊の到着を迎え、各地域への輸送を仕切らねばならない。ところが、ONUMOZの全要員数約7,500名のうち、その6割以上の4,800名が11日までに現地入りしていた。こうした状況は、ダ・シルバ(Lélío Gonçalves Rodrigues da Silva)最高司令官に「1,2ヵ月早ければ、もっと助かった」と言わしめる程であった。他方、司令部要員5名の任務に関して、同司令官は(1)自衛隊のPKF軍事作戦計画不参加、(2)武装解除の不参加、(3)和平協定の遵守、などを根拠として、日本国内で尚も燻り続けていたPKF抵触可能性⁶⁹と危険度の低さを強調していた⁷⁰。実際、司令部要員5名は、本部計画課2名、地方司令部輸送調整課3名で配置され、法律上の違反は回避されている⁷¹。かくして、政府のPKO政策は、安全確保、実施内容、到着時期の全てにおいて不十分なものであったと考えられる。

日常生活においても、この傾向は殆ど変わらない。例えば、部隊の組織的後方支援が少なかったため、借家で他国要員との共同生活を余儀なくされた。航空自衛隊のC-130H型輸送機は、1993年12月29日から翌年1月7日にかけて、タイ、モルディブ、セイシェルを経由して運航していた。第一次要員の帰国は1994年5月29日であり、第二次要員のそれは

1995年1月27日であった⁷²。これらの派遣部隊は、日常生活に必要な物資、機材の携行が見送られ、そうした状況故に、ポルトガル部隊などから食糧、飲料水などの支援を受けざるを得なかった⁷³。そもそも本来、「自己完結型」組織の自衛隊が、食糧も確保できず「他国依存型」の様相を呈したのは何故なのだろうか。この要因として、準備期間の短さを指摘せざるにいられない。先述の通り、4月23日に正式要請が届き、同月26日に政府は陸上自衛隊の派遣準備に着手している。本体出発が5月14日であるから、わずか3週間程度で準備が行われたと指摘できよう。通常であれば、7、8週間を要するものを、その半分未満の期間で行っていたのである。その原因として、輸送調整中隊の任務が他国より先に現地入りするものであり、国連の派遣要請に基づき、モザンビークに対する自衛隊派遣が急遽決定したことが挙げられよう。こうした状況こそ、「他国依存型」の業務遂行を招いたとも考えられる。その点から、日本政府が重視したものは、正式要請への迅速な対応に他ならなかった。

6 おわりに

かくして、モザンビーク自衛隊派遣は「派遣優先」の形で進展していたのである。当初、外務省を除き、政府は『平和への課題』に一定の理解を示しながら、同じ大陸に位置するソマリアと比較しつつ、五原則に親和的で、比較的安全性の高いモザンビークを選定した。その意味で、派遣場所の選択段階では、安全確保に固執する面も確かにあったといえよう。

ところが、省庁主導の派遣論議により、官邸と省庁の縄張り争いが先鋭化し、安全性の問題は後塵を拝するようになった。先に述べたように、省庁主導の政策運営を官邸が非難した際、その理由として、五原則、状況の不透明さなど、安全性に関する事項が列挙されなかったわけではない。しかしながら、それとて省庁非難の「道具」と化していたのであり、純粋に安全確保を施したとはいえないだろう。結局のところ、官邸の理由付けも、安全性を二の次にする様相を呈し、省庁主導體制の牽制こそが優先され

たのである。

官邸と省庁に「和解」をもたらし、「派遣優先路線」を鮮明にしたのが、政府調査団帰国報告書に他ならない。もしも政府が安全性を重視していたなら、RENAMOによる散発的な協定違反にももう少し注意を払ったと思われる。実際、報告書の内容は、ONUMOZの活動の遅れが中心であった。また、宮澤や河野は、五原則の存在を派遣考慮の一条件として捉えていたから、この時点で慎重さを示し、一時的に留保するのも可能だったはずである。だが、報告書提出から3日程度で、急遽派遣方針が正式に決定された。あれ程まで官邸側が拘った、五原則の中身は空洞化を余儀なくされ、この時点でも派遣が優先されたのである。つまり、派遣準備と安全確保が相互に扱われることはなく、前者の議論に圧倒的な比重が置かれていたと指摘せざるを得ない。このことは、この双方を架橋する政策の考慮が最終的に放棄されたことの裏返しに他ならないだろう。換言すれば、政府調査団派遣は、事実調査というよりも、むしろ官邸が自衛隊派遣の主導権を握りながら、省庁の「派遣優先路線」と同歩調を歩む契機を創出したに過ぎなかった。

こうした状況は、カンボジアで2人の犠牲者を出しても、殆ど変わらなかった。ただし、カンボジアへの対応に限定すれば、この両者への対応は若干趣を異にする。それは主として、人的貢献の枠組みに起因するものであり、国連派遣と政府派遣で認識のされ方に差異が見られた。すなわち、前者の国連ボランティアの場合、殆ど何もなされず、後者の警察官の場合、あくまでUNTAC要員限定で申し入れ、ヘルメット、防弾チョッキの支給が行われた。つまり、日本政府の解釈として、国連派遣と政府派遣を明確に峻別していたと考えられる。また、カンボジアでの安全対策に傾注することで、自動的にカンボジアとモザンビークが峻別され、前者の経験を後者に還元する試みは殆ど行われず、モザンビークに関しては一貫して派遣準備が進展したといえよう。そうした峻別によって、カンボジアにおける2名の犠牲者発生直後にモザンビークへの自衛隊派遣が殆ど躊躇なく進められたのである。

また、実際の自衛隊派遣においても、「派遣優先路線」が顕著であった。通常の準備期間の半分未満で派遣され、その帰結は「遅滞」と「他国依存」である。とりわけ後者に関しては、当初、防衛庁の制服組が危惧した自己完結性の問題が見事に正鵠を射ていたといえよう。その影響は、現場の自衛官に直撃し、他国部隊の支援に頼ることを余儀なくされ、物質的、精神的負担が大きく、安全確保以前の状況であった。

初のアフリカへの部隊派遣、初の司令部派遣という意味で、モザンビーク自衛隊派遣の政策決定過程は日本の外交、安全保障政策過程における重要な出来事の一つであった。しかし、その派遣状況は、自衛隊の比較優位である「自己完結性」と懸け離れた未完全で特殊なものだった。何故なら、日本の自衛隊海外派遣史上、「自己完結性」を伴っていなかったのは、現在までモザンビーク派遣のみだからである。こうした例外的状況は、後に日本が自衛隊の国際貢献で実績を蓄積していく変動期であったが故に出現したといえよう。

注

- 1 内閣府国際平和協力本部事務局「スーダン国際平和協力業務実施計画」日付不明。
- 2 香西茂『国連の平和維持活動』有斐閣、1990年、p.503。
- 3 外務省国連政策課「ナミビアへの要員派遣問題（宇野大臣の鈴木都知事への要請）」開示文書整理番号 201-899-3、外務省外交史料館所蔵、1989年1月26日。
- 4 神余隆博編『国際平和協力入門』有斐閣、1995年、p.217。
- 5 浦部浩之「モザンビーク和平と国連平和維持活動」『地理』第40巻第10号、1995年10月、pp.96-105。
- 6 船田さやか「紛争後の国際選挙監視に関する研究ノートーモザンビークにおける国連選挙監視の経験から」、津田塾大学『国際関係学研究』第23号別冊、1996年、pp.1-17。
- 7 佐藤誠「モザンビーク PKO 派遣への疑問ー日本はモザンビークをどれだけ知っているのか?」『世界』第585号、1993年8月、pp.73-77。
- 8 金七紀男『増補版ポルトガル史』彩流社、2003年、pp.254-256。
- 9 モザンビーク内戦の歴史の変遷に関しては、Alex Vines, RENAMO: Terrorism in Mozambique, London: James Curry, 1996. Carrie Manning, The Politics of Peace in Mozambique, Westport: Praeger, 2002. Chris Alden, Mozambique and the Construction of the New African State, London: Palgrave, 2001. 阿部晶子「モザンビーク紛争の構図ー地方自治をめぐる問題から」『アフリカレポート』第25号、1997年9月、pp.30-33。船田さやか「モザンビークにおける『部族主義』」『神戸市外国語大学外国学研究』第38号、1997年、pp.129-167。船田クラークンさやか「モザンビーク紛争研究の問題と課題ーニキサ州マウア郡における調査に基づく一考察」『アフリカレポート』第25号、1998年9月、pp.16-19。船田クラークンさやか『モザンビーク解放戦争史ー「統一」と「分裂」の起源を求めて』御茶ノ水書房、2007年。「モザンビーク」刊行チーム編『モザンビークー“救われるべき”国の過去・現在・未来』拓植書房、1994年。矢沢達宏「モザンビーク内戦と和平までの道のりー南部アフリカの構図」『地理』第40巻第10号、1995年10月。E. モンドラーネ著、野間寛二郎、中川忍訳『アフリカ革命ーモザンビークの闘争』理論社、1971年。
- 10 U.N. Security Council Resolution 782, S/RES/782 (13 October 1992), p. 1. U.N. Security Council Resolution 797, S/RES/797 (16 December 1992), p.2.
- 11 総理府国際平和協力本部事務局「官房長官発言関連想定」情報公開請求開示文書、1993年3月26日、p.2。
- 12 「要員派遣を政府が検討 モザンビーク」『朝日新聞』1992年12月18日。
- 13 同上。
- 14 Boutros Boutros-Ghali, An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping, A/47/277, S/24111 (17 June 1992).
- 15 「参加条件の見直し論も」『朝日新聞』1992年12月25日。
- 16 『第126回衆議院本会議録』第2号、1993年1月25日、p.6。
- 17 「モザンビークの PKO に自衛隊派遣を検討 外務省・防衛庁」『朝日新聞』1993年1月29日。
- 18 『第126回衆議院予算委員会議録』第3号、1993年1月29日、p.14。
- 19 「モザンビークの PKO に自衛隊派遣を検討 外務省・防衛庁」1993年1月29日。
- 20 同上。
- 21 同幹部は、ソマリアの「平和執行部隊」の活動が PKO の範囲を超えているからといって、日本の制約を国際社会に押し付けられないと考えていた。同様に、米国主導の多国籍軍撤退後の PKO 参加に関しても、自衛隊派遣が検討対象に上っている旨を明らかにしている。依然、派遣条件の充足は見通しが立っていなかったが、外務省首脳陣は「…状況が出てくれば検討する事態はありうる」と言及していた。「より重装備の平和実施部隊 参加せぬが賛成、外務省、国連総長に表明」『朝日新聞』1993年2月2日。
- 22 外務省「モザンビーク調査団報告書資料集」開示請求番号 01-902-6、外務省外交史料館所蔵、1993年3月、p.3。
- 23 松本達也『PKO と国際貢献』建帛社、1994年、p.200。
- 24 「モザンビークへ PKO 派遣進言、柿沢外務次官」『読売新聞』1993年2月9日。
- 25 松本『PKO と国際貢献』pp.200-201。
- 26 外務省国連政策課「ブトロス＝ガーリ事務総長の訪日（宮澤総理との会談）」外務大臣発国連大使宛、開示文書整理番号 04-919-1、外務省外交史料館所蔵、1993年2月17日、pp.1-3。
- 27 『第126回衆議院予算委員会議録』第11号、1993年2月18日、p.4。
- 28 外務省「最近の主要な停戦違反事件等（平成5年）」開示文書整理番号 04-919-6、外務省外交史料館所蔵、日付不明、pp.1-2。
- 29 「役所主導に河野官房長官『不満』モザンビーク PKO 参加問題」『朝日新聞』1993年2月21日。
- 30 同上。
- 31 あくまで建前上は、参加の可否の調査とされていた。ところが「派遣見送り」の様相を呈していたため、外務省や国際平和協力本部関係者は時間稼ぎと非難していた。実際、河野官房長官は「調査を行っている間に参加のためのタイムリミットがくれば、その部門への参加見送りはやむを得ない」と語っている。この段階において、歩兵部隊はイタリア、インド、パングラデシュなどが派遣表明をしていた。ところが、どの部隊も到着しておらず、当初の活動予定が大幅に遅れる公算

- になっていた。「自衛隊派遣“見送り”だが… モザンビーク PKO」『朝日新聞』1993 年 3 月 5 日。
- 32 外務省「モザンビーク調査団報告書」開示文書整理番号 01-902-5、外務省外交史料館所蔵、1993 年 3 月、p.1。
- 33 『第 126 回衆議院予算委員会第二文科会議録』第 2 号、1993 年 3 月 5 日、p.34。
- 34 外務省「国連モザンビーク活動への参加に係る現地の支援体制」情報公開請求開示文書、1993 年 3 月 22 日、p.1。
- 35 『第 126 回参議院予算委員会議録』第 2 号、1993 年 3 月 9 日、p.21。
- 36 『第 126 回衆議院内閣委員会議録』第 4 号、1993 年 3 月 25 日、p.8、p.19、p.23。
- 37 外務省「モザンビーク調査団報告書」pp.12-13。
- 38 同上、pp.2-3。
- 39 外務省「モザンビーク調査団報告書の要旨」情報公開請求開示文書、1993 年 3 月 22 日、p.1。
- 40 外務省「モザンビーク調査団報告書」p.7。
- 41 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク専門調査団報告（総括メモ）」総理府国際平和協力本部事務局発防衛庁防衛政策課宛、情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 23 日、pp.1-3。
- 42 「宮澤首相、あっさり“変心”モザンビーク自衛隊派遣」『朝日新聞』1993 年 3 月 27 日。
- 43 防衛庁「国連モザンビーク活動（ONUMOZ）に関する国際平和協力業務の実施準備について」情報公開請求開示文書、1993 年 3 月 26 日。
- 44 秋山昌廣「PKO 部隊派遣に関する自衛隊の組織的取組み現況—国連 PKO セミナーでの講演」『セキュリティアン』460 号、1997 年 5 月、pp.29-30。
- 45 「派遣の経過をめぐり、自民総務会で注文 モザンビーク PKO」『朝日新聞』1993 年 4 月 8 日。
- 46 『第 126 回衆議院内閣委員会議録』第 3 号、1993 年 2 月 23 日、p.16。
- 47 政策研究大学院大学、C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『波多野敬雄（元国連大使）オーラルヒストリー—UNTAC と国連外交』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、2005 年 3 月、p.7。
- 48 外務省中近東アフリカ局「在モザンビーク大使館の設置について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 20 日、p.1。
- 49 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク現地支援体制における現地支援チームと大使館との業務の仕切り」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 20 日。
- 50 前田哲男編『検証・PKO と自衛隊』岩波書店、1996 年、pp.131-132。
- 51 総理府「官房長官発言関連想定」p.2。
- 52 『第 126 回衆議院本会議録』第 24 号、1993 年 4 月 28 日、p.2。
- 53 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」1993 年 4 月 27 日、pp.1-4。
- 54 内閣法制局「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令案（平成 5 政令 166）に関する政令案審議録」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 26 日。総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令」平成 5 年政令第 166 号、1993 年、pp.1-2。
- 55 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務の実施について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 27 日。
- 56 『防衛ハンドブック』朝雲新聞社、1994 年、pp.491-494。
- 57 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力隊への職員の派遣について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 27 日。
- 58 『第 126 回参議院本会議録』第 14 号、1993 年 4 月 28 日、pp.2-10。
- 59 『第 126 回衆議院本会議録』第 24 号、p.8。
- 60 「課題残し発進 モザンビーク PKO、あす辞令交付」『朝日新聞』1993 年 5 月 9 日。
- 61 当初、UNTAC の報道官は、日本人文民警察官の死亡者を 3 名と発表している。当時、駐カンボジア大使の今川幸雄は、その日明石康代表が北京行きで留守にしていたため、次席代表に正確な被害者数を確認している。だが、次席代表は「おめでとう、日本人文民警察官の死亡者は 3 名ではなく 1 名であった」と言及した。これに今川は激怒し、日本語でどなったという。その他の日本人文民警察官の被害は重傷者 2 名であり、同僚や自衛官の支援でバンコクの病院に搬送された。翌日、高田警部補の遺体も同地に搬送された。今川幸雄『カンボジアと日本』連合出版、2000 年、pp.200-201。
- 62 『第 126 回衆議院外務委員会』第 8 号、1993 年 5 月 12 日、p.2。
- 63 同上、p.2。
- 64 秋山昌廣元防衛庁人事局長へのインタビュー、2009 年 6 月 22 日。
- 65 「司令部派遣は 1 年 実施計画では 7 ヶ月 モザンビーク PKO」『朝日新聞』1993 年 5 月 8 日。
- 66 「課題残し発進 モザンビーク PKO、あす辞令交付」1993 年 5 月 9 日。
- 67 陸上幕僚監部『陸上自衛隊史』情報公開請求開示文書、1993 年、p.246。
- 68 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務の実施の結果」1995 年 3 月 7 日、p.3。
- 69 『第 126 回衆議院本会議録』第 26 号、1993 年 5 月 13 日、pp.6-7。
- 70 「はるか 1 万 2000 キロ、自衛隊が来た モザンビーク」『朝日新聞』1993 年 5 月 14 日。
- 71 『第 126 回衆議院安全保障委員会議録』第 6 号、1993 年 5 月 14 日、p.5。
- 72 総理府「モザンビーク国際平和協力業務の実施の結果」p.8。
- 73 関はじめ、落合峻、杉之尾宜生『PKO の真実—知られざる自衛隊海外派遣のすべて』経済界、2004 年、p.79。

主要参考文献

- 浦部 浩之「モザンビーク和平と国連平和維持活動」『地理』第 40 巻 10 号、1995 年 10 月。
- 外務省編『外交青書—我が外交の近況』各年版
- 外務省「モザンビーク調査団報告書」外務省外交史料館所蔵、開示文書整理番号 01-902-5、1993 年 3 月。
- 外務省「モザンビーク調査団報告書資料集」外務省外交史料館所蔵、開示請求番号 01-902-6、1993 年 3 月。
- 外務省「国連モザンビーク活動への参加に係る現地の支援体制」情報公開請求開示文書、1993 年 3 月 22 日。
- 外務省中近東アフリカ局「在モザンビーク大使館の設置について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 20 日。
- 軍事史学会編『PKO の史的検証』錦正社、2007 年。
- 香西 茂『国連の平和維持活動』有斐閣、1990 年。
- 佐藤 誠「モザンビーク PKO 派遣の疑問—日本はモザンビークをどれだけ知っているのか?」『世界』第 585 号、1993 年 8 月。
- 神余 隆博編『国際平和協力入門』有斐閣選書、1995 年。
- 関 はじめ、落合 峻、杉之尾 宜生『PKO の真実—知られざる自衛隊海外派遣のすべて』経済界、2004 年。
- 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」1993 年 4 月 27 日。
- 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令」平成 5 年政令第 166 号、1993 年。
- 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務の実施について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 27 日。
- 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力隊への職員の派遣について」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 27 日。
- 総理府国際平和協力本部事務局「モザンビーク国際平和協力業務の実施の結果」1995 年 3 月 7 日。

内閣法制局「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令案（平成 5 政令 166）に関する政令案審議録」情報公開請求開示文書、1993 年 4 月 26 日。

舩田 さやか「紛争後の国際選挙監視に関する研究ノートーモザンビークにおける国連選挙監視の経験から」、津田塾大学『国際関係学研究』第 23 号別冊、1996 年。

防衛庁編『日本の防衛ー防衛白書』各年版。

防衛庁「国連モザンビーク活動（ONUMOZ）に関する国際平和協力業務の実施準備について」情報公開請求開示文書、1993 年 3 月 26 日。

前田 哲男編『検証 PKO と自衛隊』岩波書店、1996 年。

松本 達也『PKO と国際貢献』建帛社、1994 年。

陸上幕僚監部『陸上自衛隊史』1993 年。

〔2009. 2. 25 受理〕

〔2009. 7. 10 採録〕